

選定方法及び選定要項（案）

1 選定方法（案）

選定委員会において、指定管理候補者から提出された申請書類及びプレゼンテーションを基に審査及び評価を行い、指定管理候補者の選定を行う。市長は、選定委員会から指定管理候補者について意見を聴取し、指定管理者を選定（決定）する。

なお、審査及び評価にあたっては、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条第1項に定める次の選定基準に基づき審査項目を別途設定し、審査及び評価を行う。

※ 選定基準に基づく審査項目は別途提示。

<条例に規定している選定基準 抜粋>

- ① 施設の利用に関し不当な差別取扱いが行われるおそれがないこと。
- ② 施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- ③ 施設の管理運営を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

<指定管理候補者選定の手順>

時期	内容
令和4年6月23日（木）	第1回選定委員会開催 （選定方法、選定要項等への意見聴取）
7月5日（火）	指定管理候補者に選定要項を配布
7月5日（火） ～7月22日（金）	質疑応答期間
8月5日（金）	申請書類の提出締切
8月下旬	第2回選定委員会開催 （申請書類及びプレゼンテーション審査）
	指定管理候補者の選定

※ 委員会での審査の結果、該当者なしとする場合や、候補者に、再度の申請を求めることがある。

2 選定要項（案）

○ 主な変更点

- ・ 指定管理料の見直し（P3：665，264千円 → 741，448千円）
- ・ その他文言等の整理，修正